

大豊町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	4,617 人	4,569,145 千円	134,380 千円	820,000 千円	17.95%	18.28%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	93 人	347,568 千円	35,971 千円	121,308 千円	504,847 千円	5,428 千円	5,466千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

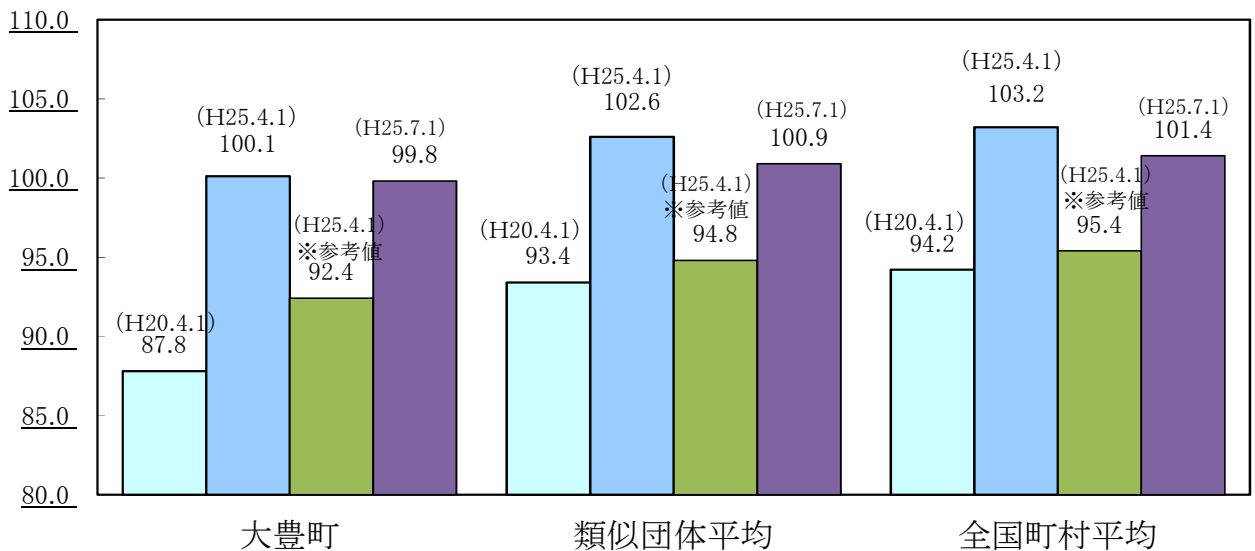
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
無	指数が国の基準以下であるため。
抑制済又は減額措置の内容	
無	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
24年度	- 円	- 円	- 円 (%)	- %	- %

(参考) 国の改定率
- %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公務員の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月額)	
24年度	- 月	- 月	- 月	- 月	- 月

(参考) 国の年間 支給月額
- 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大豊町	45.3 歳	318,212 円	348,161 円	335,965 円
高知県	43.4 歳	330,580 円	390,239 円	351,164 円
国	43.1 歳	(332,446) 307,220 円	—	(405,463) 376,257 円
類似団体	41.9 歳	306,972 円	345,188 円	336,473 円

1 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)である。

②技能労務職

区分	公務員						民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大豊町	55.3 歳	9 人	329,167 円	337,244 円	330,611 円	—	—	—	—
うち清掃職員	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理業 従業員	歳	円	
うち学校給食員	55.3 歳	3 人	329,800 円	338,000 円	329,800 円	調理士	歳	円	
高知県	55.2 歳	67 人	329,167 円	337,244 円	330,611 円	—	—	—	—
全国県平均	50.6 歳	304 人	324,582 円	351,571 円	336,342 円	—	—	—	
国	49.9 歳	3,272 人	(286,850) 272,119 円	— 円	(325,400) 309,534 円	—	—	—	
類似団体	49.1 歳	2 人	288,775 円	310,581 円	304,220 円	—	—	—	

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)である。

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大豊町	円	円	-
うち清掃職員	円	円	
うち学校給食員	円	円	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成～年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 ※ 個人情報観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は「アスタリスク(*)」としている。」
 ※ 技能労務職員及び民間の数値が総務省より公表されていないため、公表され次第掲載する。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大豊町	- 歳	- 円	- 円
高知県	歳	円	円
類似団体	歳	円	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による急減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分		大豊町	高知県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,500 円	(172,200) 円 163,987
	高校卒	140,100 円	140,400 円	(140,100) 円 133,418
技能労務職	高校卒	137,200 円	142,200 円	-
	中学卒	129,200 円	129,500 円	-
教育職	大学卒	- 円	- 円	-
	高校卒	- 円	- 円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

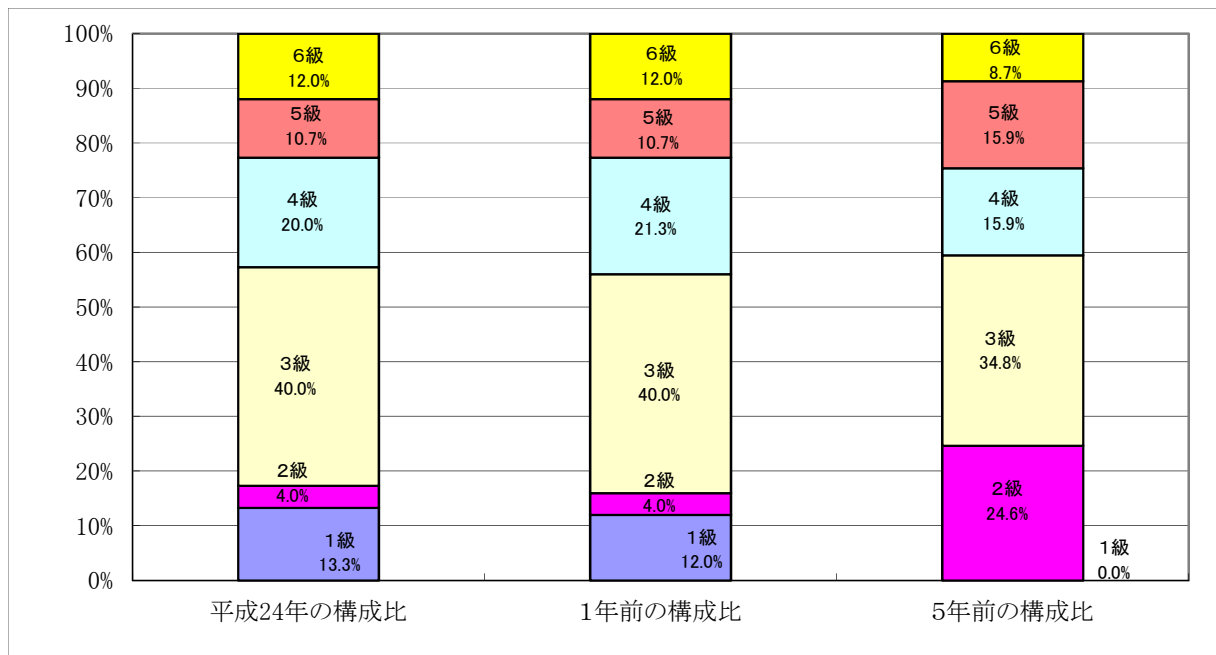
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	(10年) 237,600 円	(17年) 291,900 円	(22年) 324,600 円
	高校卒	(12年) 202,000 円	(15年) 252,200 円	(24年) 340,500 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	(29年) 332,500 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	・課長、事務局長、教育次長の職務 ・参事の職務 ・会計管理者の職務	9 人	12.0%	320,600円	422,600円
5 級	・課長補佐の職務 ・副参事の職務	8 人	10.7%	289,200円	400,600円
4 級	・班長の職務 ・主査の職務	15 人	20.0%	261,900円	388,300円
3 級	・主幹の職務	30 人	40.0%	222,900円	354,700円
2 級	・主事(1級を除く。)の職務	3 人	4.0%	185,800円	307,800円
1 級	・主事(2級を除く。)の職務 ・主事補の職務	10 人	13.3%	135,600円	243,700円

- (注) 1 大豊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 一般行政職とは、全職員から税務職員、保健師、保育士、技能労務職を除いたもの。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事考課制度を実施し、勤勉手当の支給率、昇格、昇給に反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 豊 町	高 知 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,300 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,544 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.375)月分 勤勉手当 1.30 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成21年度から反映させている。

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

大 豊 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
(退職時特別昇給)				
1人当たり平均支給額 (平成24年度)	- 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が2名以下の場合は公表していません。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		%		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業	感染症の防疫作業	感染症の防疫作業に従事する職員	千円	時給100円
災害時等の作業	災害時に特に危険を伴うおそれのある作業に従事、またはその作業の指導監督に当たる職員	従事する職員、また、その作業の指導監督に当たる職員	千円	時給120円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	11,174 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	118 千円
支給実績(23年度決算)	10,993 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	120 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・1人(配偶者扶養) 6,500円 ・1人(配偶者なし) 11,000円 ・その他 5,000円	同		10,002 千円	106,404 円
住居手当	・家賃の場合 家賃12,000円を超える場合家賃に応じて 27,000円を限度に支給	同		4,745 千円	50,478 円
通勤手当	・交通機関は月額30,800円を限度額とし全額 支給 30,800円を限度に運賃相当額 ・自動車等利用は片道の使用距離区分毎に支 給(13,700円を限度) ・徒歩及び片道の使用距離が2km未満は支給 しない	異	使用距離区分 及び公共交通 機関使用時の 上限額	6,718 千円	71,468 円
管理職手当	定額月23,000円	異	国:8~25%	2,484 千円	276,000 円
休日勤務手当	100分の135	同		150 千円	1,595 円
宿日直手当	一回4,200円			588 千円	6,255 円

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	651,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	576,000 円	787,000 円/	495,000 円
	収 入 役	- 円	- 円/	- 円
報 酬	議 長	241,000 円	310,000 円/	171,100 円
	副 議 長	192,000 円	251,000 円/	119,000 円
	議 員	172,000 円	230,000 円/	100,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長 収 入 役	(25年度支給割合) 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 計 2.60月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 計 2.60月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(算定方式) 651千円×5×在職年数 576千円×3×在職年数 -	(1期の手当額) 13,020千円 6,912千円 -	(支給時期) 任期毎 任期毎 -
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

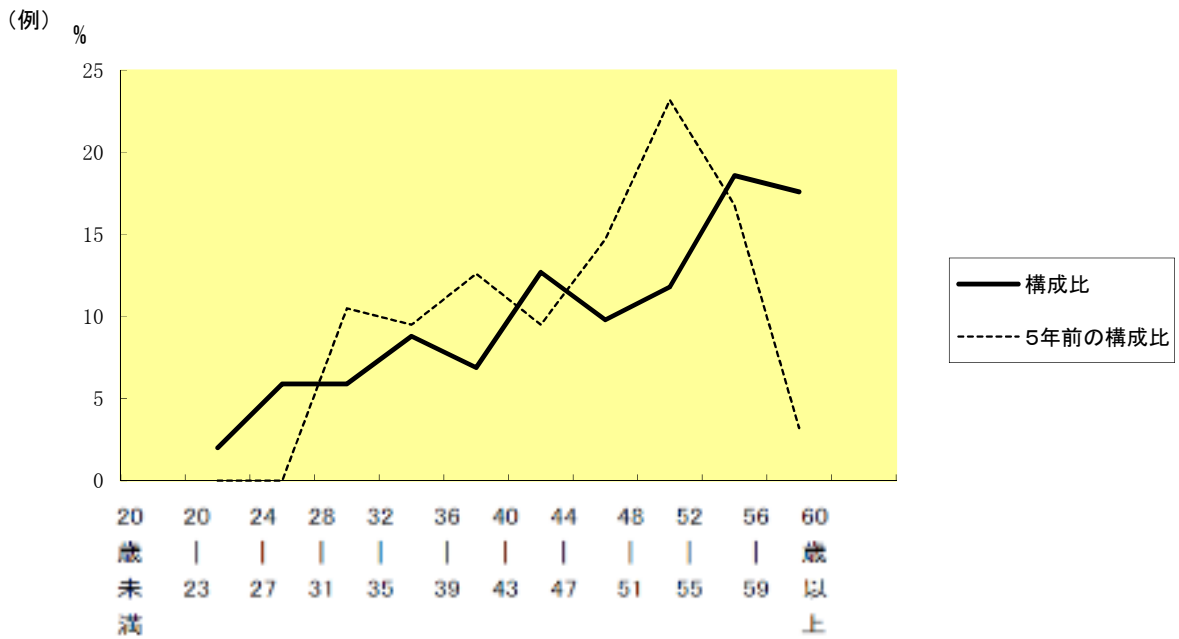
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	1 △ 1	管財業務の縮小(▲1) 休職者を総務課付(1) 林業一般業務の充実(1) 観光一般業務の縮小(▲1)
		総務	19	19		
		税務	5	5		
		農林水産	15	16		
		商工	4	3		
		土木	5	5		
		民生	23	23		
		衛生	11	11		
	計	83	83		<参考> 人口1万人当たり職員数 179.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 169.79 人)	
	教育部門	11	11			
小 計	94	94		<参考> 人口1万人当たり職員数 203.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.38 人)		
公 営 企 業 業 計 等 部 門	水道 その他	1 9	1 8	△ 1	介護保険業務の縮小(▲1)	
	小 計	10	9	△ 1		
合 計		104 [160]	103 [160]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 223.09 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	人	2人	6人	6人	9人	7人	13人	10人	12人	19人	18人	人	102人

※ 教育長除く

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(%)
一般行政		72	75	81	82	83	83	11 (15.3%)
教育		12	11	10	10	11	11	△1 (△8.3%)
普通会計 計		84	86	91	92	94	94	10 (11.9%)
公営企業会計 計		12	11	9	9	10	9	△3 (△25.0%)
総合計		96	97	100	101	104	103	7 (7.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長含む)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	369,129	82	*	*	7.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	1	*	*	*	*	*

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。
 3 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク (*)」としている。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 豊 町	* 歳	* 円	* 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事 業 者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク (*)」としている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業	大豊町 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(24年度) * 千円	1人当たり平均支給額(24年度) * 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
 2 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク (*)」としている。

イ 退職手当 (25年4月1日現在)

水道事業			大豊町 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
(退職時特別昇給)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が2名以下の場合は公表していません。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%

エ 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		-	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		-	%
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害時等の作業	災害時に特に危険を伴うおそれのある作業に従事、またはその作業の指導監督に当たる職員	従事する職員、また、その作業の指導監督に当たる職員	時給120円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	* 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	* 千円
支給実績(23年度決算)	* 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	* 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

カ その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・2人まで(配偶者扶養) 6,000円 ・1人(配偶者非扶養) 6,500円 ・1人(配偶者なし) 11,000円 ・その他 5,000円	同		* 千円	* 円
住居手当	・家賃の場合 家賃12,000円を超える場合家賃に応じて 27,000円を限度に支給	同		* 千円	* 円
通勤手当	・交通機関は月額30,800円を限度額とし全額 支給 30,800円を限度に運賃相当額 ・自動車等利用は片道の使用距離区分毎に支 給(13,700円を限度) ・徒歩及び片道の使用距離が2km未満は支給 しない	同		* 千円	* 円
管理職手当	定額月23,000円	同		* 千円	* 円
休日勤務手当	100分の135	同		* 千円	* 円

(注) 1 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。